

農林水産省輸出・国際局長
農林水産省北陸農政局長
特許庁長官
経済産業省中部経済産業局長
石川県知事

知的財産の保護及び活用に関する連携協定の一部変更について

令和5年4月14日付で農林水産省輸出・国際局及び農林水産省北陸農政局（以下「甲」という。）、特許庁及び経済産業省中部経済産業局（以下「乙」という。）、石川県（以下「丙」という。）との間で締結した知的財産の保護及び活用に関する連携協定（以下「原協定」という。）について、甲、乙及び丙の同意をもって、一部を下記のとおり変更する。

記

1. 原協定第3条を「本協定の有効期間は締結日から令和9年3月31日までとする。なお、有効期限の延長については、甲、乙及び丙が協議の上定めるものとする。」に変更する。
2. その他条項については、原協定のとおりとする。
3. この変更は、令和7年3月31日から適用する。

令和7年3月31日